

戸籍・住民票

印鑑登録証明書の窓口取得について

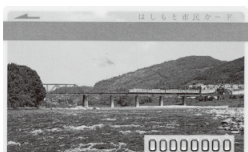
【市民課】

▶ 印鑑登録証を利用する場合

窓口に来られる人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）を持参して、申請してください。代理人に依頼される場合は、ご自身の「印鑑登録証」を預けて申請書の記入事項を伝えてください。



▲平成29年7月以降発行分



▲平成29年6月以前発行分

▶ マイナンバーカードを利用する場合

住民基本台帳用の暗証番号（4ケタの数字）が必要となります。窓口の専用機器でマイナンバーカードの暗証番号を入力することで、本人確認をします。代理人による申請はできません。

▶ 手数料 300円

問市民課 ☎33-1131

住民票の窓口取得について

【市民課】

本人または同一世帯の人が申請できます。申請する際には、申請者の本人確認書類、交付手数料1枚300円を持参の上、窓口配布の申請書（市ホームページでも入手可）に記入してください。

同一世帯以外の人が申請する場合は、委任状が必要です。同一世帯以外の人がマイナンバーまたは住民票コード記載の住民票を申請する場合は、精算後本人あてに郵送します。

▶ 手数料 300円

問市民課 ☎33-1131

コンビニ交付による証明書交付について

【市民課・税務課】

マイナンバーカードを使ったコンビニ交付の取得方法についてご案内します。

▶ 取得可能な証明書・手数料

- 住民票 300円
- 印鑑登録証明書 300円
- 課税（所得）証明書 200円

▶ 利用時間 6:30～23:00

※年末年始、保守点検日を除く

▶ 申請方法

コンビニエンスストアに設置している端末で「行政サービス」を選択し、手順に沿って入力してください。利用者証明用の暗証番号（4ケタの数字）が必要です。利用者証明用電子証明書の有効期限はマイナンバーカード発行日から5回目の誕生日までとなります。

問●市民課 ☎33-1131

●税務課 ☎33-6212

戸籍証明書の広域請求について

【市民課】

本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書などを請求できます。

▶ 窓口 お住まいや最寄りの市区町村窓口

▶ 請求ができる人

本人またはその配偶者、父母、祖父母、子、孫

▶ 必要なもの 顔写真付の本人確認書類

▶ その他

郵送や代理人による請求はできません。また、電子化されていない一部の戸籍・戸籍の附票、身分証明書、独身証明書は対象外です。

問市民課 ☎33-1131

耐震

住宅の耐震診断を実施します

【建築住宅課】

大規模地震に備え、耐震診断により正確な住宅の耐震性を知り、補強など必要な備えをしましょう。

▶ 診断の対象

①木造住宅（無料）先着50戸（予定）
・平成12年5月31日以前に着工された2階以下の個人所有の一般木造住宅

②非木造住宅（診断補助）先着1戸（予定）
診断費の3分の2の額を補助（上限8万9千円）
・昭和56年5月31日以前に着工された2階以下の個人所有の非木造戸建住宅

①②ともに市税を完納していることや、併用住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅の用途であることが必要です。

▶ 申請書の受付期間

①4月7日(月)～令和8年1月30日(金)

②4月7日(月)～12月26日(金)

※土・日曜、祝日および年末年始を除く

▶ 申請方法

市ホームページ（下左側のQRコード）から入手できる必要書類を添付して、下記窓口まで郵送または持参。

※①については電子申請（下右側のQRコード）もできます。

問建築住宅課 ☎33-1115



▲市ホームページ



▲電子申請

耐震改修にかかる補助金制度を設けています

【建築住宅課】

倒壊の危険がある住宅に対して、耐震改修にかかる補助金制度を設けています。本年度より補助金額の上限が最大15万円増額します。

▶ 対象となる住宅

- ・市が行なった無料耐震診断または耐震診断補助を受け、建物倒壊の危険があると診断された個人所有の住宅で、耐震改修工事（現地建替えを含む）を令和8年2月27日(金)までに完了するもの
 - ・設計のみの補助金制度を利用していないもの
- ※補助金交付決定通知書が届く前に工事契約行為などを行うと、補助が受けられなくなります。

▶ 住宅耐震改修工事費補助金制度（総合申請）

●募集戸数 10戸（予定）

●補助金額

次の①②の合計額（上限131万6千円）

①耐震改修工事費の40％の額（上限57万5千円）

②耐震改修工事費と耐震設計費を合算した額から①を減じた額（上限74万1千円）

▶ 申請書の受付期間

1次募集 4月1日(火)～17日(休)

※土・日曜日を除く

※応募者多数の場合は抽選とします。

（抽選予定日 4月25日(金)）

▶ 申請方法

事前申請書に必要事項を記入して下記へ申込んでください。事前申請書は建築住宅課または市ホームページで入手できます。

▶ その他

耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する場合にも補助制度があります。2次募集に関すること、その他詳しい内容については市ホームページ（上のQRコード）を確認していただくか、お問合せください。

問建築住宅課 ☎33-1115



戸籍謄抄本交付のオンライン申請について

令和7年2月からスマートフォンとマイナンバーカードを利用した戸籍謄抄本のオンライン申請ができるようになりました。



▶ 申請できる人

本籍地が橋本市にある人

▶ 必要なもの

マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）、マイナンバーカードに対応しているスマートフォン、クレジットカードまたはPayPayアプリ

▶ 交付の流れ

オンライン申請後、手数料や郵送料の支払いの確認が取れ次第、証明書を発送します。10日前後かかります。詳しくは市ホームページ（上のQRコード）を確認してください。

問市民課 ☎33-1131

ブロック塀の撤去などの補助制度について

道路に面したブロック塀などの撤去にかかる費用の一部を助成します。軽量の塀などの設置にかかる補助制度は令和6年度で終了しました。

【建築住宅課】



▶ 対象となるブロック塀

塀が道路に面しており、高さが60cm以上で、ブロックが3段積み以上であること

▶ 補助金額

撤去金額の3分の2か、塀の延長×12,500円×3分の2のいずれか少ない方（上限金額16万6千円）

▶ 対象

ブロック塀の所有者または自治会などの地縁団体

▶ 募集件数 先着20件程度

▶ 申請期間

4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※土・日曜、祝日および年末年始を除く

問建築住宅課 ☎33-1115

※申込方法など詳しくは、市ホームページ（上のQRコード）を確認していただくか、電話にてお問合せください。